明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

二　第百四十六条の三第一項第二号に規定する暗号資産関連有価証券又はデリバティブ取引についての次に掲げる行為

イ　当該暗号資産関連有価証券についての法第二条第十一項第一号から第三号までに掲げる行為又は当該デリバティブ取引についての同項第二号に掲げる行為

ロ　法第二条第十一項第四号に掲げる行為

（暗号資産の性質に関する説明）

第二百八十一条の三　金融商品仲介業者は、法第六十六条の十五において準用する法第四十三条の六第一項の規定に基づき、顧客（金融商品取引業者等（暗号資産に関する金融商品取引行為を業として行う者に限る。）及び暗号資産交換業者等を除く。以下この条において同じ。）を相手方とし、又は顧客のために暗号資産関連行為（同項に規定する暗号資産関連行為をいう。）を行うときは、あらかじめ、当該顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、暗号資産の性質に関する説明をしなければならない。

２　金融商品仲介業者は、前項に規定する説明をする場合には、次に掲げる事項を説明するものとする。

一　暗号資産は本邦通貨又は外国通貨ではないこと。

二　暗号資産の価値の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由

三　暗号資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済に使用することができること。

四　当該暗号資産関連行為に関する暗号資産の概要及び特性（当該暗号資産が、特定の者によりその価値を保証されていない場合にあっては、その旨又は特定の者によりその価値を保証されている場合にあっては、当該者の氏名、商号若しくは名称及び当該保証の内容を含む。）

五　その他暗号資産の性質に関し顧客の注意を喚起すべき事項

３　金融商品仲介業者は、その営業所又は事務所において、第一項の暗号資産関連行為を行う場合において、同項に規定する説明をするときは、前項各号に掲げる事項を当該顧客の目につきやすいように窓口に掲示してするものとする。

（誤認させるような表示をしてはならない事項）

第二百八十一条の四　法第六十六条の十五において準用する法第四十三条の六第二項に規定する内閣府令で定める事項は、第二百七十一条第五号から第七号まで及び第十三号ロからホまでに掲げる事項とする。

（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）

第三百三十七条　法第六十六条の五十七第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

［一・二　略］

三　暗号資産等の相場若しくは相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、又は取引高を増加させることにより実勢を反映しない作為的なものを形成させるべき当該暗号資産等に係るデリバティブ取引又はその申込み若しくは委託等をする行為を防止するための売買管理が十分でないと認められる状況

［条を加える。］

［条を加える。］

（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）

第三百三十七条　［同上］

［一・二　同上］

［号を加える。］